

(¹³⁴Cs及び¹³⁷Csの合計濃度)

10万Bq/kg超

県内の遮へいできる施設で保管

10万Bq/kg以下

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、
管理型処分場に仮置き

・8千～10万の最終的な処分について、
環境保全のあり方を引き続き検討

8千Bq/kg以下

(跡地を居住等の用途に供しない場合)
管理型処分場に埋立処分

・跡地を農耕、居住等に利用する場合、
利用用途ごとに安全性を評価

クリアランスレベル以下※

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、
市場に流通する前にクリアランスレベル
以下になる物は利用可能

・園芸用土等の製品について、出荷
を自粛し、今後安全性を評価

※原子炉等規制法に定めるコン
クリート等のクリアランスレベル
は100Bq/kg

浄水場

